



No. 315

令和 5 年 8 月 1 日

トピックス ～ 相続時精算課税制度の拡充、3年以内贈与加算の規制強化～

令和5年度税制改正により、相続税及び租税特別措置法の一部が改正されました。その主な内容を改めてお届けします。詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. 相続時精算課税

① 基礎控除額の創設

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額から、暦年課税の基礎控除と同様に、基礎控除額 110 万円が相続時精算課税の特別控除額 (2500 万円まで) とは別に控除されることになりました。なお、特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、この**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。この結果、相続時精算課税制度が使い勝手の良い制度になっております。

② 贈与税の申告

毎年 110 万円までの贈与であれば、相続時精算課税制度を選択していても、贈与税の申告は、不要です(改正前は、贈与により取得した財産の価額が少額であっても申告は必要でした)。

※ 但し、相続時精算課税制度の選択に係る最初の贈与を受けた年は、翌年2月1日から3月15日までに『**相続時精算課税選択届出書**』を受贈者の戸籍謄本など一定の書類を添付して提出する必要があります。

なお、いずれも令和6年1月1日以後の贈与からの適用になります。

2. 相続税


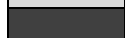
相続又は遺贈により財産を取得した者は、その相続開始前 **7 年以内**(改正前は 3 年以内)に被相続人から贈与により取得した財産は相続税の課税価格に加算しなければなりません。

被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合に、相続税の課税価格に加算される財産の価額は、①相続開始前 3 年以内に贈与により取得した財産の全額が、②3 年前超 7 年以内については、その贈与により取得した財産の価格の合計額から 100 万円を控除した残額が、相続財産に加算されます。但し、以下の概観図にありますように、徐々に加算期間が延長されていきますので、丸々7年が適用されるのは令和13年からとなります。

なお、いずれも令和6年1月1日以後の贈与から適用になります。

相続開始前贈与の加算期間7年への延長概観図

令5年 2023年	令6年 2024年	令7年 2025年	令8年 2026年	令9年 2027年	令10年 2028年	令11年 2029年	令12年 2030年	令13年 2031年	令14年 2032年
3年前	2年前	1年前	相続開始年						
	3年前	2年前	1年前	相続開始年					
	4年前	3年前	2年前	1年前	相続開始年				
	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	相続開始年			
	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	相続開始年		
	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	相続開始年	
		7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	相続開始年

 相続開始前3年以内の期間
 延長された加算期間

盛夏の候 猛暑お見舞い申し上げます。

小生もサラリーマン諸氏と同様に、体温がそれ以上の外気温の街中とエアコンの効いた事務所とを行ったり来たりで、体温調節に苦労しながらも、何とか毎日を過ごしております。各人の工夫により、ストレスを上手に発散して、健康第一の生活習慣を身に着けていきたいものです。

小生が気にかけていることは、バランスのとれた食生活といったところでしょうか。朝はパン食が中心ながら、温野菜・サラダを始めとして煮物を含め野菜をたっぷり摂取し、おそらく10種はおろか20種類近くの食材を用いた栄養満点の食事を毎日いただいております。『これも妻のおかげです!』と紙面を借りて感謝の意を表する次第です(本当は、きちんと言葉で伝えるべきなのでしょう)。

併せて、通勤ラッシュを避けるのを口実にしたゆっくりめの朝食がこれを可能にしております。昼食も単品を避け、品数の多いランチを心がけております。もっとも、夕食は相変わらず残業(懇親会を含め)が多いため、外食がほとんどといったところが玉に瑕というものの、一日全体を通じてみればまずまずと評価できそうです。おそらく、その甲斐もあって、コロナ明けで何年振りかで顔を合わす友人等から、『全然変わっていませんね』とか『顔が艶々していますよ』というお誉めの言葉をいただいております。

加えて、後期高齢者になっても、必要とされている仕事があり、大学等で若い人との接触も続いているという恵まれた環境と相まってのことで感じております。なお、若く見えることのヒントを伝授するとしたならば「背筋をピンと伸ばす」ことです。これだけで、印象が変わります。そして「できるだけ明るい口調でハキハキと話す」ことです。人の印象というものは、結構「中身ではなく、見た目」決まる傾向があります。若く見える第一歩として、まずは、外見からの努力をしてみませんか。それから、ゆっくりと自身の得意分野から中身を充実させていっても決して遅いということにはなりません。

さて、先月号で話題にした「ChatGPT」です。やはり不得手な分野への取組みは後回しになりがちで、未だアプリのダウンロードができておりません。とはいえ、早速、「日経PC21」9月号を入手して、遅まきながら「最新活用術」を勉強しているところです。聞きかじりや受け売りの活用例や問題点についてご紹介したいと思います。

まずは、チャットAIの大御所ともいえる、ChatGPTに関して。無料ですが、利用にはユーザー登録が必要です。それが済んだら、画面の下にあるボックスに質問(プロンプト)を入力すれば、あっという間に「それなりの」回答が表示されます。ピンと来なければ、さらに質問を重ねていくことにより、自分の期待する回答にたどり着くことができます。見当はずれの回答であれば、「Regenerate response」ボタンを押すことで、別の回答が生成されます。質問と回答の履歴は自動で保存され、いつでも呼び出すことができます。逆に、履歴を残さない設定も可能です。むしろこの機能が重要で、個人情報や機密情報を第三者に漏洩することを防止することができます。ここの使い分けが便利さとリスクの分水嶺になりそうです。

一方、マイクロソフトのBing AIは後発の強み?を生かして、ネット検索を併用して最新情報を踏まえた回答が生成できる点がウリとなっております。新Bingでは「よりバランスよく」を基本にして3種類の回答が用意されているとのこと。質問項目次第で、「より創造的に」、更には「より厳密に」を活用することにより、具体的な事実などの正確な情報をキャッチすることが可能になっています。

最後に、グーグルのBardについて。Googleアカウントがあればすぐに利用が可能となっています。機能は新Bingと同様で、3つの回答が常に用意されています。回答の文章例が簡潔なのが特徴で、初級者向けといえます。いずれにしても、まずはどれでも構わないので、実際に体験することにより、「百聞は一見に如かず」を実感したいと思います。

《和奏・遼真通信》

和奏も遼真も夏休みに入って、日中は、動画を見たり、ゲームをしたり、たまに宿題をしたり、家で過ごす時間が多くなっているようです。特に遼真は夏休み直前の部活中に足の指を痛め、レントゲンを撮ったところ骨折していることが分かり、びっくりです。そんな中であって、先日はピアノ発表会で日頃の練習ぶりからは想像できない程に見事な!?演奏を披露していました。和奏は卓球部の活動日が少ないのを埋め合わせて、どんな夏の思い出ができるのか、心配半分・期待半分といったところです。

(令和5年8月1日 所長 橋本)

